

「新型コロナウイルス感染症に関する影響による国税納付の特例猶予の申請期間終了について」

国税の猶予制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響による国税納付の特例猶予については、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税（申請期限も同日）が対象となっております。

やむを得ない事業で申請期限までに申請書を提出することができない場合は柔軟に取り扱うこと、また、2月2日以降に納付期限が到来する国税についても、期限までに納付が困難な方には、税務署において所定の審査を行った上で、他の猶予制度を適用できる場合もあります。

お早めに所轄の税務署へご相談ください。

●要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

※既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予が受けられる場合もあります。

●内容（猶予がみとめられると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減されます。※通常年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

●お問い合わせ先

松阪税務署 TEL：0598-52-3021

●参考資料

- ・ 国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

- ・ リーフレット

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/nofu_itiji_leaflet.pdf